

優良木質建材等認証手数料規程

1 趣旨

この規程は、優良木質建材等認証規程（HW-A Q001）（以下「認証規程」という。）第21条の規定に基づき、優良木質建材の認証業務に係る手数料について、必要な事項を定めるものである。

2 用語の定義

この規程において、表－1の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

表－1 用語の定義

用語	定義
認証手数料	優良木質建材認証業務に要する手数料であり、審査、認証に関する費用を含む。ただし、 <u>優良木質建材等認証実施要領（HW-A Q003）（以下「実施要領」という。）第3第7項に規定する品質性能試験及び検査の手数料、認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に係る調査員が当該工場へ赴く旅費及び認証規程第13条に規定するサーベイランスに関する費用は含んでいない。</u>
新規手数料	申請者が新たな認証を取得する場合の認証手数料をいう。
変更手数料	認証の有効期間中に認証内容に関わる変更を申請する場合の認証手数料をいう。
更新手数料	認証の有効期限を迎えたときに、申請者がその有効期限の延長を行おうとする場合の認証手数料をいう。

3 新規及び更新手数料

認証規程第5条第1項及び第2項の規定による、新規及び更新の申請に係る認証手数料は、原則として別表1による。

4 変更手数料

認証規程第8条の規定による、内容変更等の申請を行う場合の手数料は別表2による。

5 認証書の再交付料

優良木質建材等認証実施要領（HW-A Q003）（以下「実施要領」という。）の第7に規定する認証書の再交付を行う場合の手数料は、認証書1枚につき11,000円（税込）とする。

6 品質性能試験及び検査の手数料の扱い

実施要領第3第7項に規定する品質性能試験及び検査の手数料については、認証手数料とは別に申請者が負担する。手数料は、公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「センター」という。）、登録試験検査機関（HW-A Q052-1）、又はセンターが認める試験検査機関が定めた額とする。

7 工場調査のために当該工場へ赴く旅費の扱い

認証規程第6条第2項第二号に規定する工場調査に際し、調査員が当該工場へ赴く旅費については、センターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に申請者が負担する。

8 サーベイランスに関する費用の扱い

認証規程第13条に規定するサーベイランスに関する品質性能試験及び検査の手数料については、

認証手数料とは別に認証取得者が負担する。

認証規程第13条に規定するサーベイランスにおいて、調査員が工場に赴く旅費については、別に定めるセンターの「旅費規程」等により、認証手数料とは別に認証取得者が負担する。

9 認証対象品目並びに品質性能評価基準の事前申請手数料

認証対象品目リストに定められていない品目に関し、新たに認証対象品目として追加することを企業等が要望する場合、センターは追加の適否の検討及び品質性能評価基準制定のための経費について、要望する企業等に別途見積もりにより請求することができる。

(付則)

1 この規程は令和6年2月7日から施行する。

2 令和6年2月7日の時点で既に認証の申請を行ったものについては、旧規程（令和5年10月24日改正）を適用する。

制定	平成9年6月10日	住木技発9第75号
改正	平成14年10月7日	住木技発14第202号
改正	平成16年6月15日	住木技発16第114号
改正	平成16年11月1日	住木技発16第227号
改正	平成17年12月1日	住木技発17第293号
改正	平成18年6月27日	住木技発18第105号
改正	平成18年11月21日	住木技発18第303号
改正	平成19年5月17日	住木技発19第146号
改正	平成19年6月11日	住木技発19第176号
改正	平成21年5月15日	住木技発21第294号
改正	平成21年12月14日	住木技発21第537号
改正	平成24年10月15日	住木認発24第111号
改正	平成25年4月16日	住木認発25第38号
改正	平成26年2月28日	住木認発26第14号
改正	平成27年6月4日	住木認発27第83号
改正	平成30年6月25日	住木認発30第103号
改正	平成30年8月23日	住木認発30第133号
改正	平成30年11月1日	住木認発30第182号
改正	令和元年8月20日	住木認発第162号
改正	令和元年9月27日	住木認発第191号
改正	令和2年12月1日	住木認発第193号
改正	令和4年6月6日	住木認発第64号
改正	令和5年6月16日	住木認発第80号
改正	令和5年10月24日	住木認発第170号
改正	令和6年2月7日	住木認発第15号

別表1 認証手数料（税込）

新規手数料	396,000 円
更新手数料	341,000 円

- 1 申請品の製造工程が2工場以上にまたがる場合には、2工場以降1工場につき66,000円（税込）を加算する。
- 2 同一申請者の同工場から同時期に申請される複数の申請で、製品規格及び製造基準が共通する等審査業務が簡略化できるものについては、2件目以降の認証手数料は別表1の金額から110,000円（税込）を割り引く。
- 3 認証実施要領第4の2(3)の規定により、工場調査を省略する場合においては、認証手数料は別表1の金額から66,000円（税込）を割り引く。
- 4 同一申請者から、同時期に申請される複数の申請で工場調査を兼ねられる場合においては2件目以降の認証手数料は別表1の金額から66,000円（税込）を割り引く。

別表2 変更手数料（税込）

NO	種別	対象とするものの事例	手数料
1	名称等の変更	会社名、代表者名、製品名、工場名、代理者名、連絡担当者名、住所表示又はその他これらに類する記載事項の変更	11,000円 (認証書記載事項以外の場合は無料)
2	製品規格の変更	品質性能が下回らないことが客観的に明白な変更に限る ①寸法・形状、材料等の変更 ②JAS、AQ等規格材の同規格内での変更 ※使用薬剤の変更等上記以外の変更は変更申請の対象外→新規申請	88,000円
3	製造工程、品質管理等の変更	変更前に比べ内容の水準が下回らないことが明白な変更に限る	88,000円
4	用途範囲の拡大又は縮小	使用樹種の追加等 製品仕様の枠組が基本的に変わらない場合に限る	110,000円
5	法人格の変更	認証を受けた会社又は工場に関するもので、生産体制、供給体制が基本的に変わらないもの（倒産に伴う場合等、やむを得ない事情と認められる場合に限る）	220,000円
6	製造工場に関する変更	①工場移転 ②主要製造ラインの変更 ※製造工場の追加は変更申請の対象外→新規申請	220,000円
ただし、上記の他、別途見積もりによる場合もある。			